



GAP 普及ニュース 第31号 (2013.3)

一般社団法人日本生産者 GAP 協会

発行 : 出版委員会

GAP 普及ニュース

【巻頭言】

『食品安全文化』

松田友義 千葉大学園芸学部 教授
一般社団法人日本生産者 GAP 協会 理事



耳慣れない言葉だが、現在「食品安全文化」(Food Safety Culture) という言葉が注目されている。元々は食に由来する疾病を如何にして減らしていくかという試みの中から出てきた言葉らしいが、HACCPのような物理的・化学的に安全を担保するための仕組みをいくら整えても事故が減らないという事実の反省に立った概念である。日本語に訳すならば、むしろ食品安全(組織)風土とした方が理解しやすいかも知れない。

「食品安全」は価値であり、優先事項ではない。優先事項は、周りの環境の変化で変えることができるものであり、むしろ適切に変えることを要求される。しかし、食品安全は、食品に関連する業務に携わる全ての関係者にとって、何時如何なる状況においても変わることのない、変えてはいけない原則である。無論、昨今の放射性物質による食品汚染の懸念を前にして、「許容される汚染レベル(基準値)を変えてはいけない」というようなことを言っているわけではない。食の安全を判断する基準は変わり得る、しかし、その基準内でしっかりと安全性を担保するという点においては、変えてはいけないということである。

食品関連技術者にとって、「文化」のような曖昧な概念は取っ付きにくいものであろう。生産者にとってもそれは同様である。技術的なことは理解できても、文化のような曖昧な概念は、人によって捉え方も異なり、中々共有できない。しかし、食品メーカーのように大勢の従業員が関わる業種、特に最近のようにパート従業員の担う工程が多いような業種にとっては大切な概念である。

文化とは「社会的グループを特徴付けるパターン化された考え方や行動様式であり、社会化の過程で学ぶことができるものであり、時間を超えて持続するものである」と考えられる。例えば、宗教的にはキリスト教文化、イスラム教文化、仏教・儒教文化などが存在する。それらの文化は、随分長い時間に渡って延々と維持されてきている。「安全」は、全ての産業に関わる重大事であり、それぞれの産業に特有の「安全文化」が存在する。その中で、食品に携わる企業・組織が持つべきものが「食品安全文化」である。

HACCPや衛生規範のような実際の製造工程における仕組みは、物としての食品の安全性を担保するための仕組みである。言ってみれば、Hardに関わる仕組みである。しかし、Hardだけでは食品の安全性を担保することはできない。そのことは、これまでの多くの食品に関する事故・事件が

物語っている。HACCP 認証を取得した工場においても事故は起きている。安全性を担保するためには、食品に関わる仕事に従事している全ての従業員や作業員が、食品安全の重要性をきちんと認識し、「自分が何をしなければならないのか、何をしないと、あるいは何をすると、どんな結果につながるのか」ということを理解しなければならない。それを知ることによって、自分の行動に対する責任感も芽生えてくるし、より安全な行動をとるようなモチベーションにもつながる。企業における管理者、現場監督者に至るまで、そのことを充分理解していなければならないし、従業員にもきちんと伝えなければならない。管理者が積極的に関与しないと、「食品安全文化」は育たないし、定着しない。このような行動に関するいわば Soft な部分に関わる仕組みが「食品安全文化」である。

「食品安全文化」は、それぞれの現場における従業員や作業員の行動をベースにして考えられなければならない。食品関係者、とりわけ現場作業員がいかなる行動をとるのか、これが食品の安全性を担保する上で最も重要なのである。

これは農業現場にも当てはまる。いくら GAP の認証を取ったからと言って、安全文化が備わっていないと、型通りの行動、マニュアル通りの行動に終わってしまう。グループ認証の場合には、グループ構成員の全てが、自らの責任、所属する生産者全員で担うべき共同責任についてきちんと理解していることが重要であり、グループに所属する構成員全員が、GAP の基本である適切な行動を取っていることを保証するための前提となる。これを全員に行き渡らせるのは、グループ代表者の責務である。代表者は、企業における管理職、いわばリーダーとして機能する必要がある。内部監査のように、「できているのか、できていないのか」という結果だけを重視するのではなく、日頃から「為すべきことは何か」、「何のためにそれが必要なのか」、「しなかった場合にどんな影響が出てくるのか」、「それはどんな結果につながるのか」などについて、リーダーはしっかりと伝えておく必要がある。

「食品安全文化」は、見方を変えると、GAP をうまく回すための「人と人とのつながり」をどうやって構築していったら良いのかを示すものとも捉えることができる。何か事故が起きてから、守るべきこと、遵守事項が完全に守られていたかどうかを検査し、再発防止策を検討することによっても、事故対応として結果的に、安全文化を取り入れることはできる。しかし、このやり方では往々にして事故対応に終わってしまい、より広範な、「そもそも何が重要なのか」、「何故安全は優先されなければならないのか」、「何をなすべきで、何をしてはいけないのか」というようなことがおろそかになりがちである。

食品安全文化は、フードチェーンの全ての段階で実現されることが望ましい。農業・漁業・林産業などの一次産業から、食品加工業、食品流通業、そして最後の砦たる消費者・家庭に至る全ての段階で「どのような食品安全文化が成立しているか」によって国の食品安全文化のレベルが決まるのである。

2012 年度シンポジウムの報告は次号 32 号に特集します。

2012 年度 GAP シンポジウム『持続的農業のための GAP (適正農業管理)』

—顕在化した農業由来の環境汚染と対応のポイント—

—社会的・経済的・環境的に持続可能な農業の体制整備—

《日本と欧州の GAP 比較と GAP の意味》連載 第 21 回

－正しい GAP の理解と地域の農業政策－

一般社団法人日本生産者 GAP 協会
理事長 田上隆一

無理な規則と技量なき指導者

日本の GAP ではさらに大きな問題があります。今、国内の大方の GAP 規準は欧州の GAP 規準を参考に作られています。しかし、EU は共通農業政策で、農業のあるべき姿に関して基本的に共通の認識を持っています。そのために、各国の農業の基本的な法律には共通性があります。特に、GAP に関する規制（環境保全や一般衛生）は、EU 域内では同じと見ることが出来ます。そこで守らなければならない GAP 規準の項目は、EU 特有の問題を解決することなのですが、それらの規則をそのまま取り出して日本の GAP 規準に当てはめているところがあります。遵守規則というもの是非常に具体的ですから、欧州には、日本農業では常識になっていない、存在すらしない規則もあります。それをそのまま「世界基準だから」といって取り入れて、「これを守るべきだ」といわれても困ってしまうのです。それでは日本における期待される農業にはならないのです。

さらに次の段階ですが、仮に日本の適切な GAP 規準が出来たとしても、いざこれを普及しようとしても、誰も GAP の教育を受けていない、Good Practice のトレーニングを受けていない、という問題があります。GAP を見たこともない、触ったこともない、文献で読んだだけ、GAP 規準の読み方を習っただけ、という指導者が、現場に行っても指導は不可能です。そういう実態を、私は、「分かっていない人が、知らない人に教えている」と言っています。こういう指導者によるチェックは、単に報告のためのチェックとなり、形骸化した GAP になってしまうのです。

政策としての適正農業の CODE (of Good Agricultural Practice)

GAP 指導に必要な要件は、農場評価の技術だけではありません。はじめに、農業の本来の意味を果すために農業はどうあるべきかを考え、それを実現するための仕組みを作り、実現に向けて行う努力が必要です。私達が欧州に学ぶのであれば、欧州特有の農業事情で作られた GAP 規準の一つ一つを真似るのではなく、「なぜ GAP が必要なのか」、「どうすれば GAP になるのか」、「そのために日本では何をすれば GAP が実現できるのか」ということを欧州の農業政策の歴史や日本農業の現実から学ぶべきです。

そのためには、先ず GAP に対する正しい理解が必要になります。「GAP は、人類が未来永劫、食料を供給し続けることが出来る農業の在り方を考えるためのものであり、その実現に向けて農業経営モデルを構築していく持続的農業を目標にしている」ので、そのためには、日本が置かれた農業環境の中で、日本農業の未来への展望を開き、その実現のために今行うべきことについて国民的コンセンサスを得ながら実現していくことが必要です。

日本政府が「期待される農業」を明確にしなければ、GAP と BAP (Bad Agricultural Practice) の区別をつけることが出来ません。何が Good で何が Bad なのかが分からなければ、行政による査察も、買手側による農場認証 (FA : Farm assurance) も本来は不可能です。その結果としての改善による実践 (Practice) もできません。また、Good か Bad かは科学的な手法で決まるものばか

りではありません。期待される日本農業の実現に向けて、戦略的に取り組む国家的な課題でもあると思います。この点も EU から学ぶべき大きなポイントです。

EU では、1970 年代に農業による環境汚染に目覚めて、1980 年代に GAP 規範を作りました。これは、一地域の取組みでは解決できないということであり、EU 共通農業政策の重要な柱になりました。環境問題で大きな問題を抱えていたイギリスは、EU 加盟に当たって農業における環境規制をかけることを強く主張し、EU 加盟国になったとも言われています。農業を優先させる国では、EU の農業予算で自国に GAP 政策（クロスコンプライアンス補助金）を取り込むという思惑もあったかもしれません。EU では、EU 共通の持続的社會作りという大きな課題を解決するために、1990 年代に加盟各国が GAP 規範を作ることになりました。そして 2000 年には、各国で指導制度を作って本格的な GAP 普及が行われているのです。その結果、EU で GAP が急速に普及し、2005 年には GAP が義務化されるに至っています。

日本政府は作らない CODE（コード：規範）

振り返って「日本ではどうすべきなのか」ですが、現在、公的な GAP 規範はありません。農林水産省では、日本の標準的 GAP の作成のための委員会を作って検討し、2010 年に、「GAP の共通基盤に関するガイドライン」を発表しました。食品安全、環境保全及び労働安全に関する工程管理として取り組むべき事項を示し、それらに対する法令等の根拠を明らかにしました。しかし、それは GAP 規範ではありません。農場評価を行う際の GAP 基準、つまりチェックリストなのです。やはり、日本の農業者が目指すべきチェックリストは一つの方がよろしいという考え方のようです。

しかし、すでに見てきたように、GAP 規準は、それを期待する立場によって自ずと異なるものになります。農産物の取引条件にもなるものですから、これが日本で一つでなければならないということはありません。それよりも、それぞれの GAP 規準が、何を根拠に管理項目と遵守規則を作るのか、そのよりどころとなる GAP 規範を作るべきなのです。英語で Code of GAP と言っていますが、Code を直訳すれば「法典」あるいは「規約の体系」であり、農業が適正であるために定めた法令や科学的法則や実践的根拠などを体系として編纂したものです。

「日本 GAP 規範」の活用と GAP 政策

これを国が作るのか、県が作るのか、それは分かりません。EU のように、EU としての共通法令（理事会指令など）があって、その上に加盟国の地方政府が、実践的な独自規範を作るということを参考にすれば、国としての共通の土台に各県の独自の部分を加味する、ということもよいと思います。そのためには、GAP 規範がなければ始まりません。日本政府が策定しないので、一般社団法人日本生産者 GAP 協会が、2011 年 5 月に「日本 GAP 規範 Ver.1.0」を刊行しました。それを基礎として栃木県が「栃木県 GAP 規範—良い農業を実践するための心得—」を、また、福井県では、「安全・安心な農業実践ガイド—福井県」を刊行しています。また、富山県は「富山県適正農業規範に基づく農業推進条例」を制定し、「富山県適正農業規範」（2011 年 12 月）を刊行し、2012 年度には新潟県が「新潟県 GAP 規範」を、長野県が「長野県適正農業規範」を発表しました。

次の課題は、現実的な GAP 普及の対策です。農業者に無理があってはできません。生産と流通と消費の関係者、そして納税者の理解が必要です。それぞれが別々の対策を考えるのではなく、人間と環境を大切にす農業の持続的社會を作るための方法を、社会全体の構造改革として取り組むことが求められるのではないのでしょうか。

その取組みには段階もあると思います。欧州では、GAPに関する法規制があつて、行政の指導があつて、奨励制度があつて、農業の現場が徐々に改善されてきました。大方の農業者の Good と Bad の認識が出来た段階で、流通側が「Bad な農場とは取引をしない」といっても何も問題は起こらなかったのです。Good な農場管理すなわち GAP の考え方が当たり前になっていたからです。

日本は、現在そのような社会構造になっていません。政策は段階的に行われず、農業がこうあるべきという規範を作らず、農業者には「自己管理ができる」というモデルに基づいて、GAP の最終確認をするためのチェックリストを配ったのです。繰り返しになりますが、農業者が GAP 規範を理解し、GAP を実践するための日常的な指導が必要であり、それこそが、GAP の普及事業そのものなのです。それには、はじめに GAP に対する正しい理解が必要です。日本が目指す（期待される）農業の未来像を確認します。そして日本の公的な GAP 規範（適正農業規範）を作り、GAP 実践のインセンティブ（経営確立）を準備し、GAP を推進、指導・管理する人材を配置することが必要です。

2013 年度 GAP シンポジウムの予告

第 25 回食・農・環境の情報ネットワーク全国大会（農業情報学会）

- 課 題：『持続的農業のための GAP（生産現場の取組み）』（仮題）
- 日 時：2013 年 11 月中下旬～12 月初旬、1 日半
- 会 場：東京大学弥生講堂（東京大学農学部内）
- 主 催：一般社団法人日本生産者 GAP 協会、農業情報学会
- 共 催：東京大学大学院農学生命科学研究科生態調和農学機構、(株)AGIC、他
- 参加費（資料代、書籍代含む）：主催・共催団体会員：¥10,000、一般：¥15,000
学生：受講無料（資料有料）
- 対象者：農業試験研究者、農業普及関係者、大学・大学校、農業高校、農業生産者、農業法人産直団体、農林行政機関、卸売市場、卸売会社、農産加工会社、農産物流通・小売企業
外食企業、消費者、調査・研究機関、他

2013 年度 GAP 実践セミナー・農場実地トレーニングの開催予定

開催期日：毎月上・中旬に実践セミナー、中・下旬に実地トレーニングを計画しています。ご希望の方は、協会事務局までお問い合わせ下さい。

開催場所：茨城県つくば市内（会場／農場実地トレーニングは会場および農場）

主 催：一般社団法人日本生産者 GAP 協会

指導機関：株式会社 AGIC（エイジック）

定 員：GAP 実践セミナー（2 日間）30 名／実地トレーニング（2 日間）10 名

受講料金：25,000 円（当協会会員 18,000 円）※テキスト・資料等を含む

参加受付：一般社団法人日本生産者 GAP 協会事務局（教育・広報委員会）

E-mail：mj@fagap.or.jp TEL:029-861-4900 FAX:029-856-0024

<http://www.fagap.or.jp/>（一般社団法人日本生産者 GAP 協会 HP）



《グリーンハーベスト評価制度の概要》連載第3回

GLOBALGAP 検査員、GH上級評価員
 一般社団法人日本生産者 GAP 協会
 理事・事務局長 田上隆多

連載の第1回では、GH評価の内容や特徴について、第2回では、GH評価の手続きと評価員教育プログラムについてご紹介いたしました。最終回の第3回は、具体的に評価報告書の事例を示し、このGH評価をどのように農場経営に反映することができるかご紹介したいと思います。

評価集計表

初めに、GH評価の各項目について評価個数を集計し、減点数を計算して総合点数と総合評価を記載した「評価集計表」から見ていきます。

GH評価の評価集計表は、農場管理分類による「評価分類」と農場評価の値としての「評価名」のマトリクスになっており、どの分野にどの程度の問題やリスクがあるのかを容易に見ることができます。表1に示す農場では、作物保護と施設設備及び廃棄物管理の分野に評価4（ピンク色）が一つずつあり、改善の必要な喫緊の課題を抱えていることが分かります。また、評価3（黄色）については、管理分類1から5までに1つずつあり、農場経営の全般に亘り重大な課題が残されていることが分かります。

表1 GH評価の「評価集計表」

	評価	評価+	該当外	評価0	評価1	評価2	評価3	評価4	管理分類小計
管理分類	点数	5	0	0	-5	-10	-15	-20	
1. 農場管理システムの妥当性			0	4	1	6	1	0	-80
2. 土壌と作物養分管理			6	6	4	1	1	0	-45
3. 作物保護と農薬の管理			3	14	1	5	1	1	-90
4. 施設・設備と廃棄物の管理			1	5	1	4	1	1	-80
5. 農産物の安全性と食品衛生			2	9	0	4	1	0	-55
6. 労働安全と福祉の管理			0	8	1	3	0	0	-35
7. 環境保全と生物多様性の保護	1								5
評価レベルごとの指摘項目数		1	12	46	8	23	5	2	
管理分類の合計点数									-380
総合点数 (=1000点-管理分類の合計点数)									620
総合評価								未達	

一方、労働安全と福祉の分野には評価3以上がないので、この分野についてはあまり顕在的な課題はないことが分かります。また、環境保全と生物多様性保護の分野にプラスの評価が一つあり、環境保全に関する積極的な実績があることが分かります。

なお、評価1から評価4までの評価の意味と評価内容の定義は、下の表2に示す通りです。

表2 評価レベルの意味

評価名	意味	評価点数	評価内容の定義
該当外	評価該当外	0	管理すべき項目でない。
評価+	加点	+5	環境便益などプラスの要素の実施が確認された。
評価0	問題なし	0	適正に管理されおり、改善の必要がない。
評価1	軽微な問題	-5	改善を推奨する。リスクや管理ミスの可能性はない。
評価2	潜在的な問題	-10	改善を求める。潜在的なリスクまたは部分的に管理の欠陥がある。改善されなければ重大な問題につながる可能性がある。
評価3	重大な問題	-15	早期の改善を求める。重大なリスクまたは管理の欠陥がある。
評価4	喫緊の問題	-20	直ちに改善を求める。危害の発生・法令等の違反および差し迫った重大なリスクがある。

表3 総合評価判定表

総合点数	総合評価判定		
	右の件に該当していない	評価3が5項目以上あり、評価4がない	評価4が1項目以上ある
900~1000*点	最優秀	優秀	未達
800~895点	優秀	優良	未達
700~795点	優良	努力	未達
600~695点	努力	未達	未達
595点以下	未達	未達	未達

上記のように、GH評価の「評価集計表」は農場経営者にとって「農場経営の全般に亘るリスクマップ」として経営判断に貢献することができます。

ちなみに、この農場の総合点数は620点であり、総合評価は「未達」であると表現されています。下記の総合評価の判定表と照らし合わせると、総合点数だけで見ると、総合評価は「努力」となるべきですが、評価4が2つあるために「未達」へと格下げされています。改善の必要な喫緊の課題である評価4が一つでもある場合は、全体の点数が良くても、農場経営上致命的な事態になりかねないからです。

この評価を受けて、この農場が評価3を3つと評価4を2つ改善すると、総合点数は「705点」となり、総合評価は「優良」となります。減点対象である評価1から評価4の数は39個ありますが、評価3と評価4に絞って、わずか5つの課題を改善するだけで、農場全体のリスクレベルは一気に下がります。このように、経営上の課題について優先順位をつけて、最も効率的で効果的な改善を選択するための判断材料となることこそが、本評価制度の最大の特徴であり狙いなのです。

詳細評価報告書（評価規準ごとのコメントと判定）

続いて、農場での調査で確認した事実とその評価判定を項目ごとに記載した詳細評価報告書を見ていきます。下の表4には評価0から評価4のそれぞれについて各1例ずつを抜粋しています。

各項目のコメント欄には、インタビューに対する回答や目視により確認した事実を簡潔に記載しています。各項目の内容で要求されていることを「問題なく実施できている」事実を確認できること（以降「ポジティブな事実」という）、もしくは「実施できていない」事実を確認できること（以降「ネガティブな事実」という）をそれぞれ記載します。特に、課題がある評価1から評価4について、ネガティブな事実だけでなく、ポジティブな事実があれば、そのことも記載します。

本制度の目的の一つとして、現場の課題を洗い出すことがあります。課題を正確に把握するためには、「何ができているのか」、「何ができていないのか」ということについて、ありのままの事実を客観的に表現することが重要です。なぜなら、各項目の内容が要求していることに対して、自分の農場は「何が出来ているのか」、「どのような管理をしているのか」を記載することは、今まで無意識に、あるいは経験則でなんとなく実施できていたことを明示し、認識させることができるからです。

表4 詳細評価報告書

農業分類	項目番号	項目内容	上限	評価	コメント
全	1.1	圃場・畜舎などの生産場所、農産物取扱い施設、資材保管施設は、名称・記号等で識別されており、生産場所は、図面や地図上で照合できるようになっている。	4	2	<ul style="list-style-type: none"> 圃場は全て名称で区別されている。 小作料管理のための台帳と、当年度作付けた作付履歴としての圃場名一覧があるが、管理している全圃場が一覧になっていない。圃場台帳、圃場地図、農場図は作成されていない。
全	1.6	文書化されたルールに基づいて行動できるように、研修や教育活動等が行われている。	2	1	<ul style="list-style-type: none"> 日常的にコミュニケーションをとっている。 パート作業員へはプロパー作業員がOJT形式で指導教育している。 必要な技能や情報を定義し、周知・習得に向けた研修や教育の計画を立てて推進することを推奨する。
作	2.3.5	肥料は、使用する都度記録し、記録簿には以下の項目が記録されている。 <ol style="list-style-type: none"> ① 使用した場所 ② 使用した年月日 ③ 肥料の商標名 ④ 肥料の成分 ⑤ 使用量 	4	3	<ul style="list-style-type: none"> ノートに施肥の記録がある。 作業日誌に作業日ごとに作業地域を記入しているのみで、具体的に圃場名は記入していない。 商標名、成分名の記入がない。

全	4.3.1	燃料の貯蔵設備は、消防法に準拠した市区町村の条例に従っている。また、周辺は火気厳禁とし、周辺に燃えやすいものが置かれていない。	4	4	<ul style="list-style-type: none"> ・軽油を 400 リットルの灯油タンクに貯蔵している。 ・軽油は通常、200 リットル以上貯蔵する場合は、市町村へ届出が必要。
作	5.2.1	繰り返し使う収穫用のコンテナや器具は、定期的に洗浄・消毒し、清潔に取り扱い、保管をしている。また、農産物に汚染や異物混入がないような手順で収穫している。	4	0	<ul style="list-style-type: none"> ・コンバインはシーズン中 3 回程度、点検清掃を実施する。シーズン前には、グリスアップ、オイル交換、ラジエーター整備などを行う。 ・トタン片等が風で圃場に入ってしまう、コンバイン刈取り時に混入してしまう。→乾燥調整の時点で除去工程がある。

GH 評価による「評価」を受けた農場には、上述の詳細な評価報告書と評価集計表を合わせて、右のような評価証書をお渡しします。

右の証書は、農場認証のような「合格／不合格」を示したり、むやみに農場の信頼性を謳ったりするものではなく、今までの連載記事で説明してきたように、農場の現時点における管理状況を詳しく示したことの証になります。この農場評価証書が意味をもつのではなく、詳細評価報告書と評価集計表とこの証書とが一体となって初めて、評価内容を通して今後の農場経営の向上に寄与するものとなります。

少しでも多くの農場が、昨日の結果ではなく、明日への道標として、この GH 農場評価制度を有効に利用して頂きたいと思います。そして、持続的な農業を実現しましょう。



『日本の農業普及制度と GAP 推進』連載第 4 回

アメリカの協同普及事業

一般社団法人日本生産者 GAP 協会
常務理事 山田正美

この連載記事は、GAP を普及推進する上で重要な役割を果たしている普及指導員や営農指導員を考慮し、普及制度について紹介するものです。今回は日本の普及制度のお手本になったアメリカの普及事業について紹介します。

<アメリカにおける大学と普及事業>

アメリカでは、農業や家政学、機械工学、その他実践的な職業を市民に教育するために 19 世紀

後半から数々の法律によって各州に土地付与大学や農業試験場が設置され、その後、1914年のスミス・レーバー法によって協同農業普及事業が制度化されました。来年は普及事業創設100周年ということになります。

「普及」という言葉は、英語の”Extension”から来ています。これは、アメリカでは普及事業の実施に州立の土地付与大学が権限を持っており、農民など地域の人を対象にした大学の延長（すなわち Extension）教育としていることに由来します。普及が教育であるというのはここから来ています。また、日本のように、対象を農民に限定していません。



大規模農業の象徴である航空防除

<普及事業とアメリカ農業の推移>

アメリカの普及事業がアメリカ社会の中で大きな役割を果たしたのは、1929年に始まった世界大恐慌の際、大きなダメージを受けた農民に普及員がマーケティングや農産物売買のための協同組合の設立、農場での家庭菜園、余剰生産物の缶詰化、家禽の飼育などを教え、数年間生き延びるのを助けたことです。また、第二次大戦中には、銃後で食糧生産を38%増産し、家庭菜園での生鮮野菜を普及し、消費量の40%以上をまかなうまでに伸ばすことができました。

その後、農業普及は、農民に機械の大型化や化学肥料、農薬、ハイブリット種子などの新技術を広めた結果、効率的な農業生産が可能となり、農場経営は大型化していきました。その結果1950年には一人の農民が15.5人分のアメリカ国民の必要とする食料を生産していましたが、1997年にはほぼ140人分の食料を生産するようになりました。その反動としてアメリカの農場の数は1950年から1997年の間に、540万から190万へと劇的に減少してしまいました。

<今日の普及事業の活動分野>

現在、アメリカの普及組織が取り組んでいる6分野は以下のとおりです。

- ・4H 青少年育成：実践プロジェクト活動を通して化学、数学、社会的技術などを学ぶ。
- ・農業：マーケティング戦略、経営管理技術の改善、作物病害の制御、土壌診断などを通して生産性を上げる農民を支援する。
- ・リーダーシップ：健康と安全、家庭と消費者の問題、4H 青少年育成プログラムなどを伝達する普及の専門家とボランティアを訓練する。
- ・天然資源：天然資源の賢い使い方や水質、木材管理、コンポスト化、リサイクルなどの教育プログラムで環境保護を指導する。
- ・家庭と消費科学：栄養や食品調製技術、育児、家計管理、健康管理等を指導することで健全な家庭になることを支援する。
- ・コミュニティと経済発展：地方自治体を調査し、経済とコミュニティの発展のために目に見える選択肢を創造することを支援する。



4Hクラブのシンボルマーク
(Head (頭) Heart (心) Hands (手) Health (健康) の頭文字)

<大規模化の陰で置き去りにされた小・中規模農業>

アメリカの国そのものが市場原理主義で動いている国であり、利益の出るものが残り、利益の出

ないものは淘汰されるとの考え方が普通になっています。そのような視点から普及事業を見ると、特に農業生産に関しては、小規模～中規模を対象とするよりも、より専門化した大規模経営に特化し過ぎているのではないかという意見があります。第二次大戦以降、農業の普及事業は、あまりにも機械化と化学的技術の普及に夢中になってしまい、例えば化学肥料でN、P、K、Caの決められた量を施用することで生産性を飛躍的に増大させ、害虫や雑草は以前のように作物の選択や輪作などで管理しなくてもよくなり、農薬を適切に使うことで容易に制御できるようになりました。この意味で、当時の普及員は「魔法をもたらす」ことができたと言われていました。

しばらくすると、機械化と化学的技術は、より少ない農民で多くの農畜産物を生産できることが明らかになり、1960年代、1970年代にはこの傾向が増々進み、農業生産の大部分は、非常に少ないパーセンテージの、基本的な農産品に特化した大規模な生産者の農業経営活動によって占められるようになりました。こうした大規模農場の農場主は地域の有力者であることも多く、普及の財源を決める州の委員会にも参加しているため、普及が支援せざるを得ないという状況にもありました。その一方で小規模・中規模の農場が農業普及員の支援から遠ざかっていくことになりました。

<経済優先と持続的農業>

市場原理主義は、一般的に個人の利益につながる投資のインセンティブを与えますが、社会の利益や将来世代の利益に対する投資にはインセンティブを与えません。単に経営の収支だけで導かれる農業は、環境や生物の多様性などへの配慮を欠き、持続可能な農業にはならないと多くの人々が思うようになりました。このように考えた農民は、経営収支は程々にしておいて、むしろ現在と将来の世代の幸福に対する社会的・倫理的責任を重視した農業として持続的農業を始めたわけです。



持続的農業を呼びかけるアメリカの民間団体のロゴ

持続的農業を実践しているアメリカの農民は急速に増加し、オーガニックの食品市場は、例えば1990年代から2000年代前半にかけて毎年20%以上の成長をしており、売上高は2008年時点で約200億ドルとなり、全食品市場の4%にもなっています。このオーガニックに放し飼い飼育の畜産物、地元産の食品、ホルモンや抗生物質を与えていない食品、非遺伝子組換え食品といった自然食品を加えると、さらに50%増えます。

また、毎年アメリカとカナダで少なくとも6つの持続可能な農業に関する会議が開催され、参加するのはほとんど農民で、1,500から2,500人を集め活発に活動しています。

<持続的農業を実践する農民の特徴>

現在のアメリカの普及事業は、持続的農業を直接サポートしてはいません。持続的農業の推進に取り組むことになれば、普及は重要な役割を演ずる可能性を持っていますが、そのためには別の異なった普及プログラムが必要になります。現在は、持続的農業のための経験則や決まったやり方や、誰でもできる農業の実践マニュアルがありません。持続可能な農業は、本質的に現場に依存し、自然の生態系とコミュニティとの調和の中で機能しなければなりません。持続可能な農業を実践している農民の特徴としては、以下に挙げられるようなことが考えられています (Ikerd,2008)。

第一に、持続可能な農業を行っている農民は、自然をコントロールしようとするよりは、むしろ自然とともに働き、圃場の状態と気候に合わせようと努力します。また、多くの慣行法の環境を脅

かす合成農薬や化学肥料、高価な投入資材への依存を減らすことができ、自然と調和して機能するので生態的にみて、より健全であり、経済的にも存立することができます。

第二は、持続可能な農業を行っている農民は、一人一人の顧客やコミュニティの人間関係を大事にします。彼らは顧客には異なったニーズと異なった好みがあることを理解していて、しばしば長期の関係を確立します。

第三は、持続可能な農業を行っている農民は、「生活の質を重視する」農民です。彼らにとって、農場は生活するための良い場所、すなわち健康的な環境であり、家族を育てるための良い場所、面倒見の良い地域社会の一部であります。隣人や顧客、農地、家畜に敬意を払うのは、それが利益をもたらすからではなく、倫理的で道徳的な行為であるからです。彼らは、許容できる範囲で収入を得ますが、より重要なことは、高い生活の質を持っているということです。



最後に、持続可能な農業を行っている農民は、考える農民です。彼らは、自然と調和して働くために、自然を理解しなければならず、また顧客や隣人、他の農民との関係を築くために、人々を理解しなければなりません。持続可能な農業は、観察から情報に、情報から知識に、知識から知恵に変換する能力が要求されます。

<持続的農業と普及事業の見直し>

アメリカの普及事業に長年携わってきたミズリー州立大学のジョン・アイカード名誉教授は以下のように述べています。

「持続可能な農業で大切なことは、農耕時代の重労働ではなく、情報時代の思考に依存しているということです。普及組織が彼らを支えるためには、ステレオタイプの技術指導ではなく、新しいアメリカの農民が自分自身で考えることをサポートすることです。

現在の農業普及事業は、主要農産物を生産する大規模化農場の技術顧問のような形になってしまっていますが、アメリカの普及事業は原点に帰り、農村コミュニティを支えている家族農場が生き生きと未来を考えた持続的な農業ができるよう意思決定をサポートできる活動体制にすることが重要です。そのため、『協同普及のための倫理規範』を1990年代に検討しました。

この目的は、大規模農場に囚われた農業普及員を、普及の対象とする全ての人々に平等に働きかけることができるようにするものです。本来の普及の役割である『農業生産者、アグリ企業、コミュニティなどが十分な情報を得た上での意思決定を助けること』をもう一度実現するためのものです。アメリカの普及事業におけるこのような見直しが行われることを強く望むものです。」

筆者もアイカード名誉教授が言われるように、日本の普及事業のお手本としてきたアメリカの普及事業が、普及の原点に帰って、小規模の農家も含め、考える農民をしっかりサポートできる体制になることを期待するものです。

(次号につづく)

主な参考文献

1. 市田知子、先進国における農業普及の動向、農業総合研究、第 46 巻第 2 号 pp134-157 (1992)
2. Wikipedia, Cooperative extension service (2013.2.23 取得)
3. John Ikerd, The Agricultural Extension System and the “New American Farmer”, 2008 年 カウンティエージェンツ全国協会会議 (グリーンズボロ開催) プレゼンテーション資料 (2008) <http://web.missouri.edu/ikerdj/papers/Greensboro%20-%20Extension%20New%20American%20Farmer.htm> (2013.2.20 取得)
4. 谷口佳菜子、20 世紀初頭におけるインターナショナル・ハーバスター社の農業普及活動、長崎国際大学論叢、第 10 巻 pp63-70 (2010.3)

《日本における GLOBALGAP の役割と課題》連載第 3 回

GLOBALGAP 検査員、GH 上級評価員
一般社団法人日本生産者 GAP 協会
理事・事務局長 田上隆多

—GLOBALGAP 基準に学ぶもの—

この連載の第 1 回では、GLOBALGAP の生い立ちと位置付けについてご紹介し、第 2 回では、日欧の農業実態の違いや認証制度の特質を踏まえて「GLOBALGAP は難しくない」ということを述べてきました。第 3 回では、GLOBALGAP 認証の基準に組み込まれた要素で、日本の農場も参考にすべき 3 つの特徴、①リスク評価、②管理計画と管理手順、③教育訓練・資格力量について触れたいと思います。

リスク評価

GLOBALGAP の基準項目には、「リスク評価をしているか」という問いが多く含まれています。以下に、リスク評価が問われる項目と評価対象を列挙します。

項目番号	リスク評価の内容
AF. 1.2.1	生産する土地のリスク評価
AF. 3.1.1	健康と安全に関するリスク評価
AF. 3.2.1	衛生に関するリスク評価
CB.5.5.2	有機肥料の供給源やその性質、使用目的に伴うリスク評価
CB. 6.3.2	灌漑用水の汚染に関するリスク評価
CB. 8.6.3	残留農薬基準値に適合するかどうかについて判断するためのリスク評価
FV. 3.1.1	植物保護剤（農薬）希釈に使用する水の水質に関するリスク評価
FV. 4.1.1	収穫と農場を出るまでの輸送過程についての衛生リスク評価
FV 5.1.1	収穫した作物を扱う際の衛生上のリスク評価

筆者の農場訪問の経験から、多くの農業者は経験則により大凡の「リスク認識」があり、大きな事故を起こすことなく農場経営を行っています。しかし、意識的にリスクを把握しようとする農場はほとんどありませんでした。

当協会が行うセミナーの GAP 概論でも説明していますが、リスクとは、【危害要因により発生した影響の大きさ】と【発生の確率】の積で表されるものであり、「危害要因」を特定して、そのメカニズムや発生確率を知識や経験により的確にリスクを把握できることが「リスク認識」であり、このリスク認識によって事前に農場にある危害要因を取り除いたり、危害の発生を回避したりできるようにすることがリスク管理になります。

経験則による場合、経験の差によりリスク管理の質に差がでることになります。2011年3月11日の東日本大震災による東京電力の原発事故や、2011年5月から7月にかけてドイツ北部で発生し、旅行者を含む4000人以上の人が感染し、50人が亡くなった腸管出血性大腸菌 O-104 による食中毒事故などは、「今まで想定できなかった」のではなく、「今まで想定してこなかった」リスクかもしれません。



「事故を起こしたからこそ、リスク認識が高まった」という話は、よく耳にすることです。農業者に限らず、私達全ての事業者は、経験則だけでなく、過去の事例や類似の事例、様々な知識を基に、これから起こりうるリスクを予測しなければなりません。

GLOBALGAP では、基準項目で要求しているリスク評価について、別冊でガイドを示しています。例えば、AF.1.2.1 の農業生産に用いる土地のリスク評価について、『その場所が生産に適しているかどうかを判断するためにリスク評価を行うことが必要です。～省略～リスク評価では、圃場履歴や隣接する畜産・農産・環境への影響について考慮しなければなりません。基本的な情報については、AF 別紙 1（リスク評価）を、何を書くべきかについての具体的な情報については、AF 別紙 2 を参照』とあります。別紙 1（リスク評価）では、リスク評価の 5 つのステップについて、平易な表現と事例を用いて紹介しています。

ステップ 1	危害を特定する
ステップ 2	危害を受ける人／物は何か、どのような危害を受けるのかを見極める
ステップ 3	リスクを評価し、対応策を決める
ステップ 4	作業プラン／所見を記録し、それらを実行する
ステップ 5	リスク評価結果を見直し、必要に応じて修正する

例えば、ステップ 1 の危害を特定することについては、「作業現場を歩いて回り、実際に有害となり得るものは何かを探す（例えば、状況、機器、生物、作業慣行など）」と記されています。決して、特殊で難しい技術や手法ではありませんが、このようなことを意識してリスクを探すために行うことであり、可能な限り漏れなく危害を把握することに繋がります。

どんなに経験豊富な人であっても、意識的にこのようなことを行わなければ、実際にあるリスクを見落としてしまうでしょう。GLOBALGAP では、このような平易であるが重要な管理について基準に盛り込み、容易に行えるようにガイドを提示しています。

今まで、日本の農業者は、意識的にリスクを評価するという習慣があまりありませんでした。また、最近では GAP（農業生産工程管理手法）の講習会と称して、ポーンフィッシュ図（特性要因図）を使った一般的な分析手法を教える講習を開催しても、GLOBALGAP のように平易で実際的なリスク評価について学べる機会があまり多くはありませんでした。日本もこれからは、農業者が一般的にリスクを評価できるようにならなくてはなりません。

管理計画と管理手順

日本の農場では、管理計画と管理手順が充実しているところはまだ多くはありません。これは、農場の規模の問題ではありません。日本語で「計画」というと、「予定」というニュアンスで捉えられることが多いようですが、この計画とは「行動指針」であり、判断の基準になるものです。

AF5.2.1 は廃棄物の管理計画ですが、これは素材ごとの分別と処分やリサイクルの方法が載ったパンフレットがあれば管理計画と言えるでしょう。実際には、このような管理計画にあたる書類が存在していても、間違っ捨ててしまっていたり、目を通していなかったりするケースが多く見受けられます。行政や所属する生産組織などが発行する書類には、管理計画にあたるものが数多くあるはずですが。

項目番号	管理計画の内容
AF.1.2.2	リスク評価で特定されたリスクを最低限に抑えるための方策を定めた管理計画
AF. 5.2.1	ゴミの減量、汚染、廃棄物のリサイクルについて分かりやすく書いた最新の計画文書
AF. 6.1.1	農場内での生物の生息地を広げ、生物的多様性を維持するための行動計画文書

手順の内容には、事故や苦情などの有事の際の行動手順が多く含まれます。日本の農業者では、これらの手順はほとんど充実されていません。これらも農場の規模の問題ではありません。有事のことが明確に想定されていないということは、リスク評価が充分に行われていないということです。有事の際の対応は、リスク評価を行った結果、最悪の事態や緊急事態を想定した行動を明記したものですから、管理計画を作成する過程で様々なリスクを洗い出し、有効な対策を立てることができます。有事の対応を検討することで、結果的に通常のリスク管理の向上が期待できるのです。

項目番号	手順の内容
AF. 3.1.2	リスク評価で特定された事項に言及した健康、安全のための手順（事故と緊急時の手順、不測事態対応計画、作業現場で既に分かっているリスクへの対処等）
AF. 3.2.4	衛生手順
AF. 3.4.1	事故と緊急時の手順
AF. 7.1	苦情を取扱う手順
AF. 8.1	リコール手順
FV. 4.1.2	収穫時の衛生管理手順
FV. 4.1.11	硬質プラスチック製品の取扱い手順
FV. 5.1.2	選果作業時の衛生管理手順

教育訓練・資格力量

リスク評価、管理計画と管理手順の他に、特徴的な点として教育訓練と資格・力量についての要求が多いことが挙げられます。

項目番号	教育訓練と資格・力量の内容
AF. 3.1.3	健康と安全に関する教育訓練
AF. 3.2.3	基本的な衛生についての教育訓練
AF. 3.3.1	教育訓練活動と出席者についての記録
AF. 3.3.2	動物用医薬品や作物保護製品等の有害物質を扱う作業員、危険な機器や操作の複雑な機器を扱う作業員が、その力量を示す証明書や資格を持っている。
CB.5.2.1	力量があり資格を持った者による施肥に関するアドバイス
CB.7.1	教育訓練や力量をもったアドバイザーを通じた IPM システムの実施
CB.8.2.1	力量のある者による植物保護製品の選択
CB. 8.7.13	鍵の扱いと保管施設への出入りを、植物保護製品の取扱いについて正式に訓練を受けた労働者にのみ限定
FV. 4.1.4	収穫時の衛生管理手順についての具体的な教育訓練
FV.5.2.1	選果作業時の衛生リスクに関する評価内容についての具体的な教育訓練

教育訓練と資格・力量についての言及が多いことについて、GLOBALGAP 認証が普及している欧米では日本と農場の経営形態が異なり、雇用者数が多かったり、使用言語が異なる作業員がいたりするために、このような教育訓練が重要視されています。日本は家族経営が中心であり、意思の疎通が図られ、技術や認識の伝承が行われていると解説される方もいますが、だからといって日本での教育訓練の重要性が低いとは言えないと思います。

本ニュースの読者の中には、都道府県の普及指導員や農協の営農指導員の方が多いと思います。知識不足や認識不足などにより、農薬の不適正使用や農薬事故を起こしたり、衛生に関する認識が低く、異物の混入や農産物への汚染を起こしたりする“ミス”が中々なくならないとう産地や部会が少なくないと思います。筆者が農場訪問をした経験から、多くの農業者は、衛生に関する認識や知識はそれほど高くはありません。また、農薬や肥料の製品についての知識は豊富でも、化学的性質やその危険性、環境への影響などについての認識は人によりバラつきが大きいように思います。一方、学校や独学で勉強された方は、専門家に並ぶ程の認識と知識を持っている方もいます。

日本では、農業高校や農業大学校などのような農業に関する知識や技術を学ぶ機会がありますが、就農後に様々な専門知識を継続して身につけるための環境がそれほど整っていないように思います。他産業であれば、会社内で研修会があったり、外部研修の利用制度が整っていたり、土木や建築などの資格制度が充実している場合がほとんどです。農業では、土壌保全、病害虫管理、肥培管理、衛生管理、労務管理など、必要な教育訓練の内容が多いにも関わらず、それらを身につける機会は多くはありません。今後は、日本でも教育・研修の機会を整備することが GAP への近道であることは間違いありません。

今回取り上げた GLOBALGAP の3つの特徴である①「リスク評価」、②「管理計画と管理手順」、③「教育訓練と資格・力量」は、いずれも適正な農場管理にとって非常に重要なものです。しかし、残念ながら日本の農場では未だ充分に行われていなかったり、それ以前に、概念や取扱いが正しく理解されていなかったりする現状が見受けられます。今後とも、筆者らも、この3点の普及に力を入れていきたいと思っています。

株式会社 Citrus の農場経営実践 連載第 4 回

一般社団法人日本生産者 GAP 協会理事
元和歌山県農業大学校長（農学博士）
株式会社 Citrus 代表 佐々木茂明

読売新聞の社説に「攻めの戦略で自由化に備えよ」と農業政策が提案されていました。農業生産法人としておおむね 1 年が経過した今日、私も農業の規模拡大が当たり前の課題と考えます。しかし、果樹農家の規模拡大には困難な課題が山積されています。

この 1 年間に経験した内容を挙げてみますと、先ず一昨年、農業生産法人設立に当たり一カ所にまとまった面積の樹園地確保が必要でした。それで、農地銀行などに預けられている 1 ヘクタール規模の樹園地を 3 カ所借り受けました。しかし、十分な事前調査を怠ったため、植栽されている果樹の種類や品種構成を把握していなかったことで、それぞれの収穫のタイミングを逃し、有利販売につなげられませんでした。また、樹園地の付帯設備として借り受けた多目的スプリンクラー設備、単軌道運搬設備、その他の薬剤散布用配管などの老朽化が進み、その修理代金が大きな負担となったことなども問題でした。農業委員会の取決めの中には、「施設の修理代金は地主負担」とありますが、多額の借地代金を支払ってはいない現状では、「地主負担」と決めつけられず、弊社が負担しました。6 年間の借受け期間で契約したのですが、1 カ所の園主さんから、弊社の今後の付帯設備の改修方針や樹体の管理方針が「貸し付けた条件に合わない」とクレームが入り、やむを得ず樹園地を返還することとなってしまいました。その園主は、自分が管理していた方法が継続されることを望んでいたようです。

このような問題から、樹園地の借受け条件には様々な課題があり、ここに貸し借りが進んでいない背景があることが理解できました。現在、樹園地を借り受ける場合には、樹園地の状況判断に加え、園主と借受け者との間で樹園地の管理方法について十分な話し合いをした上で契約を交わすことを最優先にするよう心掛けています。

2013 年に入り、農地銀行のみに頼らず、新たな樹園地を確保する手段として、新聞の折込み広告を出してみました。広告には「昨年、定年退職を機に、高齢化によりみかん園管理の継続が困難になった農家の農地を借り受け、農業を目指そうとする若者に農地を管理して貰う農業生産法人を立ち上げました。そこで、農地（みかん園）を貸してくれる方を募集しています」という内容を記載したところ、直接 6 件の情報が入りました。

園主の話を伺ってみると、全部が「時すでに遅し」という結果でした。「樹園地の借り手が見つからず、2・3 年前から放任状態にあるが、作ってくれないか」というのです。温州ミカン園は、1 年以上放置すると回復が困難になります。従って、生ものを扱うのと同じで、タイミングが合わないと貸し借りが成立しません。

各市町村の農業委員会は、農地銀行制度を持っていますが、情報公開が充分でないため、長い間眠っていて、時間が経つにつれて回復が不可能になる樹園地も多く見受けられます。今回の新聞の折込み広告により直接生産者から申し出のあった情報では、残念ながら貸し借りは成立しませんでした。2 社の肥料販売店から弊社の取組みについての問合せがあり、その内の一社から園主の紹介情報があり、2 月 8 日に農用地利用集積計画作成申請を有田市長宛提出することができました。

振り返ってみますと、当初の貸し借りにも地元の肥料販売店が関わっており、肥料の取扱いに関わる利害関係もあることから、生きた農地銀行的役割をこの業界が持っていることを知りました。私の普及指導員時代に関わりの少なかった業界です。柑橘産地には肥料へのこだわりを持って栽培している専門農家が多く、それらの農家は、民間の肥料販売店と密接に関わっていて、農家の高齢化や経営者の突然の不幸などで樹園地の管理が困難になった場合の相談役をも担っているように思えました。現状では、行政やJAは残念ながらこのような問題に対する相談窓口にはなっていないのかもしれませんが。



有田みかん産地の代表的な傾斜地樹園地群
園地が連なる地域で放任された園地がでると、病虫害の発生源となり、周辺に迷惑をかける危険性がある。

攻めの戦略に耐えうる農業を育てるには、規模拡大が課題である以上、持続不可能となった農家の農地を素早く継承していける専門農家や新規参入を含む農業生産法人などに、双方が有利な形でバトンタッチできる専門的なアドバイザー的機関の設置が急がれると思います。今までのような農業委員会制度や農地法に早くメスを入れ、農産物の自由化に耐えられる強い農業者を育てる農業政策とそのための新たな制度の設置が重要と考えます。

いろいろ述べてきましたが、農業生産法人を設立しても、樹園地の場合には簡単に農地が集積できるわけではありません。安易に「規模拡大を！」と呼びかけるかけ声だけの運動や政策だけでは解決しないのが果樹産地の実情です。当面は、独自で農業生産法人の有利なところを生かし、いろいろなところに情報を発信して情報収集に努めようと考えています。

『食品ロス削減シンポジウム』に参加して

～みんなで取り組む食品ロスの削減～

調査広報委員会 石谷孝佑

3月5日に農林水産省主催の「食品ロス削減シンポジウム」が開かれ、600人もの人が集まった。日本は、毎年、震災瓦礫の量に匹敵する1800万トン以上にも上る膨大な食品廃棄物を出しており、これを少しでも削減したいというのは、日本が抱える長年の課題である。

2011年の大震災のときに、被災者の食の確保に大きく役立ったロングライフ食品を再評価し、食品を長持ちさせて震災等の緊急時にも備えるロングライフ化の取り組みが始まっている。食のロングライフ化は、加工食品の賞味期限を長くすることであるが、この取り組みは食品ロスの削減にも貢献するものとして期待されている。

大震災で発生した原発事故により原発が全面停止され、これに代わる火力発電所の燃料が大量に輸入されるようになり、貿易赤字が膨らんでいる。この時代に、まだ食べられる食品を、燃料を使

って焼却することは許されないことであろう。食品廃棄物の内、食べられる食品のロスが500～800万トンにも上っており、賞味期限がありながら包装容器ごと焼却処分されるのは大変もったいないことであり、二酸化炭素を大量に排出するので環境にも悪い。

表題の「食品ロス削減シンポジウム」では、農林水産省の「食品ロス削減の取組み」、(財)流通経済研究所の「商習慣検討ワーキングの検討結果」、セカンドハーベストジャパンの「フードバンクの取組み」などの講演があり、食品の生産者、流通企業、県行政、消費者などの代表による総合討論(パネルディスカッション)が行われた。

食品ロス削減の取組みについては、①商習慣の見直し、②賞味期限の見直し、③表示の見直し、④消費者理解の促進などが示されたが、総合討論では、ほとんどが「商習慣の見直し」と「家庭ごみの削減」に集中し、「消費者への理解促進」についてはあまり触れられなかった。その総合討論の中で「3分の1ルール」(メーカーや卸は、食品の製造日から賞味期限までの3分の1を経過する前に小売に納入し、製造日から賞味期限までの3分の1を切ると店頭から撤去するという商習慣)の見直しに言及されたが、菓子協会は、現行の「賞味期限の3分の2残し」を「2分の1残し」にして貰うだけで、欠品を防ぐための過剰在庫がなくなり、「大幅な食品ロスの削減が可能になる」と声を大におっしゃっていたのが印象的であった。

実際に、欧米は「2分の1残し」か「3分の1残し」になっており、イギリスは「4分の1残し」でもスーパーは商品を引き取り、販売をしてくれるという(農協流通研究所の報告)。しかし、日本のスーパーは「賞味期限の3分の2残し」を要求している。その理由は「日本の消費者は、日付を見て選び、賞味期限の短い商品は買ってくれない」と主張する。この差はいったい何なのであろうか。それは、スーパーの商品に対する責任感の差であり、消費者教育への熱意の差であると考えられる。イギリスにおける最高ランクのスーパーであるマークス・アンド・スペンサーは、消費者教育の熱心さで高く評価されており、他のスーパーより多少価格が高くても、信頼してマークス・アンド・スペンサーで買い物をしてくれるという。それは、商品を売るスーパーに対する消費者の信頼であり、説明された商品そのものの信頼であり、日付ではないのであろう。

一方、日本では、「消費者の声を代弁するのがスーパーである」と主張し、「1円でも安く」というような安売りの標語を設け、「1円でも安い物を買いたいのが消費者の声である」として、生産者から商品を安く仕入れようとする。生産者も、安い値段では合わないので、安さに見合った「みてくれの良い商品を作る」という悪循環になる。商品の良さがよく判らない消費者は、安売りでたくさん買わせられたり、少しでも賞味期限の長いものを選んで買ったりして、家庭での食品ロスを増やしている可能性がある。そこには、スーパーの生産者に対する信頼や、消費者のスーパーに対する信頼はあまり感じられない。そして、消費者は、メーカーの日付だけを信頼して商品を選んでいるのではないかと思われる。

また、賞味期限の付け方も、冷蔵品であっても、輸送、小売や消費者が冷蔵の指示に従わない取扱いをされる場合をも考慮して短めにつけられているという。このような事例も、流通・消費における相互の信頼があって初めて適正な賞味期限が可能になるのであろう。

食品は、「1円でも安く」ではなく、「少しでも品質の良い安全なものを」という精神で食品を作り売る必要があり、スーパーは「品質の良い食品とはどういうものなのか」を消費者に説明する行き届いた消費者教育を行って貰いたいものである。また、消費者は勉強して、自己責任で食品を買って食べる習慣を身につける必要がある。そうしなければ、ドギーバッグは日本では普及しない。

日本では、未だに農産物の責任は、農家まで遡ることが多い。しかし、欧米では、流通が責任を

持って商品を検査し、生産者と販売契約を交わし、流通が一旦荷物を引き取った以降は、基本的に流通が責任をもつ仕組みになっている。責任を持った以上は、その商品の品質や賞味期限などを消費者に説明し、納得して買って貰い、余さず食べて貰うようにするのが流通の責任である。

このような責任が日本のスーパーや消費者が果たせるようになれば、商品の「3分の2残し」にこだわる事が無くなり、日本の商習慣が欧米並みの「2分の1残し」か「3分の1残し」になり、食品ロスが劇的に減ると考えられるのだが・・・。

「食品安全近代化法」に基づく

アメリカにおける青果物の安全規則に関する提案の概要

2011年1月に成立した「食品安全近代化法」(FDA, Food Safety Modernization Act ; FSMA) 《用語解説参照》の施行において、第105条(食品・医薬品・化粧品法419条)で「本法施行後、1年以内に長官(保健福祉省長官 Department of Health and Human Services)は、健康に対して重大な悪影響を最小にする必要があると判断した青果物について、その安全な生産と収穫に関する科学的な最低基準に関する規則案を公表しなければならない。長官は、コメント提出期間終了後1年以内に最終規則を作成しなければならない」と規定されています。この規定に従い、2013年1月4日に、長官の管轄するFDAは、これに関する規則案を公表し、本年5月16日を期限としてコメントを求めています。この規則の最終的な規則は、2014年5月までに作成されることとなります。

2013年1月4日にFDAから公表された具体的な内容の規則案は、「第103条：危害分析およびリスクに基づく予防的管理措置の義務付け」ならびに「第105条：農産物安全基準」についての2規則案です。

これに関してJETRO(ジェトロ：日本貿易振興機構)が2月22日に意見を公表し、これに対する意見募集を行っています。(http://www.jetro.go.jp/news/announcement/20130219126-news) このホームページには、原文の英文版をJETROが日本語版に翻訳したのも載っていますので、(http://www.jetro.go.jp/news/announcement/20130219126-news/annextion.pdf) 感心のある方は是非ご一読ください。

規則の概要及び特徴

(1) 生物学的危害に重点的に対応

アメリカでは、毎年4,800万人が食品に由来する病気になり、12万8,000人が入院し、3,000人が死亡しているといわれます。その中で、生鮮野菜や果実による食中毒も多く、1996年から2010年の間に次のような事件が起きています。

もやしによる事件：34件

レタス、ほうれん草などの生鮮葉菜類による事件：30件

トマトによる事件：17件



- レモン類による事件：14件
- ベリー類やイチゴによる事件：10件
- 生鮮ハーブによる事件：6件
- たまねぎによる事件：3件

これらの食品由来の病気は、主に腸管出血性大腸菌 (*E.coli*O157 など)、*Salmonella* 属菌、*Listeria monocytogenes*、*Cyclospora*、*Shigella sonnei* や Hepatitis A (A型肝炎) などから生じた病気です。

FDA は、これらの製品の栽培と収穫についてのリスクの量的評価 (QAR) を行い、その結果、これらの農産物は、良く似た生物学的危害の発生経路によって発生すること、つまりこれらの農産物は、汚染された水や改良された土壌に直接にさらされることによって汚染されることが確認されています。この規則は、このような汚染を最小限にすることにより、農産物の安全について消費者への高い信頼性を維持することを目的に作成されています。

この規則案が適用される農産物は生鮮野菜・果物であり、対象となる農業活動は栽培、収穫、包装、梱包、保存です。

(2) 規則の構成

提案された規則の構成は次のようになっています。

- A Subpart A 一般規定
- B Subpart B 一般的要求事項
- C Subpart C 人的資格と訓練に関する基準
- D Subpart D 健康と衛生に関する基準
- E Subpart E 農業用の水に関する基準
- F Subpart F 動物起源と人間の排出物の生物学的土壌改良に関する基準
- G Subpart G 保留
- H Subpart H 保留
- I Subpart I 家畜と野生動物に関する基準
- J Subpart J 保留
- K Subpart K 栽培、収穫、包装及び貯蔵活動に関する基準
- L Subpart L 設備、道具、建物、衛生に関する基準
- M Subpart M 野菜の芽 (sprout) に関する基準
- N Subpart N 分析手法
- O Subpart O 作成し保存しなければならない記録の適用に関する要求事項
- P Subpart P その他
- Q Subpart Q 遵守及び罰則
- R Subpart R 例外指定の撤回



(3) 産品別に異なるアプローチ

産品あるいは産品群により、食中毒のリスクが異なり、リスク評価によると青物葉野菜 (leafy greens)、トマト、ハーブ、メロンおよび野菜の芽 (sprout) は食中毒の発生割合が高い。したがって、産品別に適切な対応方法をとるべきであり、リスクの低い産品は本規則の適用から除外することが考えられる。したがって、提案では まれにしか生で食べることがない産品および微生物の存在を減じるよう商業的な加工がおこなわれることになる産品を適用除外にすることとしている。しかし、リスクが低いかどうかについて判定する基準は危害の発生の多さだけではなく、適用除外

の製品の決め方等製品別に異なるアプローチについてのコメントを求める。

(4) コーデックスガイドラインとの整合性

我々の規則の提案を作成するに当たって、関係するコーデックスのガイドライン、特に、Codex Code of Hygienic Practice for Fresh Fruits and Vegetables(CAC/RCP53-2003)を考慮した。

(5) 第3者の利用

我々は、農家に対して、安全規則の確認、実施、遵守についてコンサルタントや第3者機関を雇うことを要求していない。本規則は農家の通常の活動に従事している人によって実施できるよう設計されている。

(6) 輸入製品への適用

多くの外国政府が FDA の規則を遵守する能力があるかどうか懸念を表明してきた。規則の重複適用を避けるため、GFSI や GLOBALGAP などの現行の民間の基準と合体させるべきとのコメントもあった。また、外国政府の安全措置を認証すべきとの意見もあった。我々の意図は、国内産品と外国産品について提案する基準の遵守と罰則について同等の取扱いをすることである。したがって本規則は輸入される海外産品に対しても適用となる。ただし、外国あるいはアメリカの州が規則の異なる適用を要求できることを Subpart P に定めてある。

輸入食品について食品安全近代化法第 301 条（食品・医薬品・化粧品法第 805 条）は、原則として全ての輸入業者は、輸入産品について加工食品の安全予防管理に関する基準（418 条）または生鮮野菜および果実の安全に関する基準（第 419）に従って生産されていることを確認するための海外供給業者確認活動を実施しなければならないと規定している。したがって、アメリカに輸出される生鮮野菜および果実は、アメリカの輸入業者またはその代理検査機関によって、この規則に従っているかどうかのチェックを受けることになる。海外供給業者確認活動に関する規則案は近く公表される予定である。

(7) FDA の管轄

今まで FDA が農場における生産物に介入した歴史はなく、本提案規則の管轄は FDA の最初の試みである。

(8) コストおよび便益

本規則の規制によるコスト（baseline estimate）は、10 億 6000 万ドルである。また、この規則によって防止できる食品由来の病気の患者は 175 万人減少させることができ、その便益は年間 10 億 400 万ドルである。 （調査広報委員会）

《用語解説》 アメリカの「食品安全近代化法」

2011 年 1 月に成立したアメリカの「食品安全近代化法」について、食品関連産業国際標準化システム・食品トレーサビリティ協議会において提出された資料に基づき、高橋悌二氏が概要を解説されている（2011.1）ので、これに沿って概要を掲載させていただいた。

食品安全近代化法の経過

アメリカでは、1938 年の「食品・医薬品・化粧品法」の制定以来、順次食品の安全制度を充実させ、HACCP の導入、リスク分析手法の開発など食品安全に関する制度について世界をリードする役割を果たしてきた。最近では、2002 年の「バイオテロリズム法」によるトレーサビリティの導

入や輸入食品の安全対策が強化されている。

しかし、近年の食品安全に関わる事故は多く、特に食中毒は減少するよりも最近やや増加傾向にあるなど、食品安全に対する不安が問題視されるようになり、現行の食品安全制度の有効性にも疑問が生じている。このような状況から、2007年にブッシュ大統領は、食品安全制度の総点検を求め、その後オバマ大統領は、ワーキンググループを設立するなど食品安全対策を打ち出した。

一方、議会においても2007年から食品安全制度の欠陥と改革について議論し、幾つかの食品安全法案が発表された。2009年にはディンケル下院議員（ミシガン州）により食品安全強化法案が提出され、同年7月に下院を通過した。また、上院においても2009年3月上院法案がダービン上院議員（イリノイ州）によって提出され、翌年11月に「食品安全近代化法」が可決した。

食品安全近代化法の概要

1 食品危害に対する予防管理の強化

まず第一に、食品の危害を予防し、発生と被害を最小限にする予防措置に重点が置かれている。その対策は、事業者に対する具体的な予防管理の義務化、FDAの検査や事業者の記録閲覧などの権限の強化と予防管理を中心とした新制度の創設などである（第1部）。

（1）事業者の予防管理の義務化

HACCPの対象となっている食品施設等を除きFDAに登録を義務付けられている全ての施設は、危害の発生を防止し、最小限にする予防管理措置を具体的に定め実施しなければならないことになった（罰則を伴う義務）。また、関連する記録の2年間の保存義務も課せられた（第103条）。

（2）FDAの権限の強化

食品危害の発生が予想される場合、FDAはその食品を製造、流通、輸入している全ての事業者のその食品に関連する全ての記録を閲覧できる権限を持つことになった（第101条）。

また、検査に関連する料金を施設から徴する権限をFDAに与え、主として再検査の対象となった施設、迅速輸入計画の対象となっている施設から料金を徴収することとなった（第107条）。

さらに、登録施設について2年ごとに登録の更新を行わなければならないこととし、また、施設に問題がある場合は、登録の停止をFDAが行えることとした（第102条）。

（3）青果物に関する新たな制度の創設

食品事故が比較的多い生鮮の野菜と果物について危害の予防と危害を最小限にするための農家の生産から消費に至るまでの規則を作成することとした。しかし、規則の具体的な内容は法律では明らかでなく、施行後1年後に規則案が公表されることになっている（第105条）。

2 危害発生の場合の対応の強化

第2には、食品危害の原因の早期究明と危害発生の場合の対応強化に重点が置かれている。その内容は、検査頻度の向上、トレーサビリティの強化、義務回収の導入等である（第2部）。

（1）検査頻度の向上

高リスク食品の登録施設を特定し、その施設の検査を重点的に行う。また、検査頻度を高め、国内施設については、5年以内に少なくとも1回、その後は3年ごとに検査を行う。また、海外施設については1年目に600の施設について検査し、その後、年々検査数を増やし、5年後には約1万の施設について検査しなければならないとしている（第201条）。

また、検査に必要な分析や試験を実施する試験機関を認定する制度も取り入れた（202条）。

(2) 追加トレーサビリティの導入

リスクの高い食品を指定し、その食品については従来のトレーサビリティ義務に追加した記録の義務を課すことになった。しかし、追加義務は追跡を中心としたものと思われるが、具体的な内容は明らかになっておらず、FDA が有効なトレーサビリティ手法の開発（270 日以内）及び追加的トレーサビリティに関する規則案を公表（2 年以内）しなければならないことになった（第 204 条）。

(3) 義務回収の導入

従来、回収は事業者の自主的なものとされていたが、問題が生じた場合に FDA は出荷停止を命ずることができ、直ちに聴聞を行い、その後必要な場合には回収を命令することができることとなった（第 206 条）。

3 輸入食品の安全対策の強化

第 3 には、輸入食品の安全確保について輸入事業者の義務拡大、海外施設の検査の強化等を中心に大幅に強化した。その内容は、海外の供給事業者の予防管理実施と法令違反がないかを輸入事業者が確認しなければならない義務、輸入証明書の要求、海外施設検査拒否の場合の輸入停止などである。また、輸出国の食品安全に関する制度がアメリカと同等でなければならないとし、FDA に対して輸出国に可能な限り要求していかなければならないとの規定も設けられている（第 3 部）。

(1) 海外供給業者確認計画への輸入業者の参加

全ての輸入業者は、輸入食品が海外供給業者によってこの法律に規定する予防管理等に従って生産されていること及びアメリカの法令に違反する不正がないことを確認する海外供給業者の確認活動を実施しなければならない（第 301 条）。

(2) 輸入証明書の要求

ある食品について輸入の条件として、アメリカの法律の要求事項に合致していることの第 3 者機関による証明を要求できることになった（303 条）。また、この証明を行うことができる第 3 者監査機関の認定手続きを整備することとした（第 307 条）

(3) 海外施設の検査

海外登録施設の検査を容易にするため、FDA は、外国政府と調整を進めつつ、検査頻度を高めていくこととした。また、外国政府または海外施設がアメリカの検査を拒否した場合は、食品の輸入を停止しなければならないこととした（第 306 条）。

(4) アメリカと同等の食品安全制度の要求

ある輸入食品についてアメリカと同程度に安全であると確信できない場合は、当該国等が改善を示し、その食品の管理がアメリカと同程度の安全を確保することを示すことができる手順を FDA は確立しなければならないこととした（第 303 条）。

4 FDA の体制の強化等

第 4 は、食肉、肉製品、卵製品以外の多くの食品安全を所掌する FDA の権限と組織が弱体であることが食品安全の確保にとって問題であるとの従来からの批判に対応して、FDA の体制と予算を強化することとした（第 4 部）。

現地スタッフについては、毎年人員を増加させ、2014 年度までに 5000 人とすることを目標とする（2011 年に比較し 1000 人増）。また、2011 年から 2015 年までの現地スタッフの活動費を確保することとしている。また、アメリカでは、食品安全に関する行政権限が幾つかの省に分散し、統

一面的かつ一体的に施策を進めていくことに問題があるとの議論が長い間なされているが、今回の「食品安全近代化法」においては従来の各省の権限には変更を加えないこととしている。

「食品安全近代化法」の意義と問題点

食品安全強化法は、アメリカで現実に多発する食品の危害を防止し、国民の健康を保護するためには、従来重視されていたリスク評価のほかに、生産、輸入から流通、消費に至る過程で発生するリスクの予防管理を強化しなければならないとの認識に立っている。そのため、国内事業者や輸入事業者の予防管理の責任について罰則を強化するとともに、予防管理の徹底や事故が生じた場合の迅速な原因究明、被害の拡大防止のため、FDA の検査、記録閲覧、回収の権限などを強化する措置を導入している。これは、食品安全の確保について基本的には生産や流通の過程を問わない、あるいは行政が介入しないという従来のアメリカの食品安全・品質政策の基本概念の修正ともいえる。この基本概念は、2002 年の「バイオテロリズム法」あたりから徐々に修正が加えられていたが、今回の「食品安全近代化法」によってより明確になったと思われる。この意味で、今回の法律は、1938 年に成立した「食品・医薬品・化粧品法」以来の大改正といえよう。

「食品安全近代化法」は、この結果、食品事業者に大きな負担を要求することになるとと思われる。ただ、法律では各制度の具体的な内容はまだ明らかにされておらず、今後 1～2 年の間に作成される関連の連邦規則の検討において費用と便益等の議論が活発になると予想される。

特に、輸入食品の安全制度では、輸入業者の負担が重くなり、かつ海外の輸出業者にも間接的に負担がかかることが考えられる。また、アメリカの検査権限や第 3 者機関の監査権限さらには輸入業者の確認行為が海外の施設にも相当程度及ぶ制度となっており、水際検査だけでは輸入食品の安全は守れないとの考えがこの法律によって明確になっている。これは世界の輸入食品の安全確保の制度にも影響を与え、WTO やコーデックスでも論議される可能性がある。（調査広報委員会）

【編集後記】

当協会の最大の行事である「GAP シンポジウム」が 2 月 22 日に盛会裏に終わった。多くの参加者によって熱心に討論が行われ、最後まで熱気の伝わるシンポジウムになったのは誠に意義深いことである。

今回の総合討論のテーマは、『環境』という価格に反映できない社会的利益をどう守っていくか、ということであり、その『環境』の最大の汚染者である農業を GAP により如何に健全にしていけるか、ということであった。「環境が失われて、初めて GAP への取組みの重要性が理解できる」ことが、地下水汚染による健康への危惧や、耕作放棄による病害虫の発生や、生物の多様性や美しい景観の喪失などの事例によって気付かされる。そして、その健全な環境から、健全な農産物が生産できるようになるのである。健全な農産物とは、安全で美味しく健康に良い農産物である。

2011 年頃から県版の GAP 規範や GAP 実践ガイドなどが次々と作られ、今回の「GAP シンポジウム」で多くの事例紹介が行われた。会場の熱気は、これらを学び取ろうとする出席者の熱気である。GAP（適正農業管理）というものは「持続的農業」を目指すものであり、環境が守られての農業であり、その中から健全な農産物が生産されることを多くの参加者が感じとっている熱気ではなかったかと思われる。

今回の巻頭言で松田先生に、日本における「食品安全文化」について論じていただいた。先生が「食品安全文化は、フードチェーンの全ての段階で実現されることが望ましい」と述べられている

が、日本では、生産者に安全性の責任が強く求められ、GAP や HACCP や ISO22000 などにより商品の安全な生産を担保することが求められているが、近年、安全性にとって最も重要なのが「流通」であることが(財)食品産業センターの調査でも示されており、意図的に異物を混入されたり、バイオテロの標的になりやすいのも食品の流通である。そして、流通には流通過程における食品の安全性を担保するための CoGDP (食品流通規範: Code of Good Distribution Practice) が必要であるが、日本には欧米のような「食品流通規範」が整備されていない。食品流通の信頼性を高めるためにも、農業の CoGAP と同時に CoGDP の整備も必要になっているといえる。

長く続いている田上理事長の「日本と欧州の GAP 比較と GAP の意味」も 21 回目を迎え、完結に近づいている。今回は、日本の GAP 普及の最大の問題点として公的な CoGAP が無いことについて触れておられる。日本の GAP 普及では、「どうすればよいのか」という最大の課題を飛ばして考えがちであるが、これは「ほとんどの人が GAP の実地トレーニングを受けていない」ことに起因していることが指摘されている。この記事で、GAP の教育システムが本当に重要であることを読み取ることができる。

田上隆多氏の「GH 評価制度の紹介」記事でも判るように、GAP はリスク評価から始まるが、農場のリスクを正しく評価することは簡単ではない。そこで、一度当協会の GH 評価制度による農場評価を受けていただくと、「どのようなリスクがどこにあり、どの程度問題で、どうすれば良いのか」などが一目で判るようになる。GH 評価制度は認証ではないので、定期的に評価を受ける必要もなく、指摘された修正箇所を改善すれば、正しい農業の実践が容易に行えるようになる。記事をお読みいただき、是非一度お試しあれ。

山田常務理事の「農業普及制度」の記事は、今回は歴史のあるアメリカの普及事業の紹介である。日本も学んだ優れた制度であり、いろいろ知らないことがあり、目からうろこである。

現在、日本から欧米等に農産物を輸出しようとする場合には、「GLOBALGAP 認証」のお世話にならざるを得ない。GLOBALGAP は、欧州の公的な「適正農業規範」を背景にしているので、日本農業とは大きく異なり、その約束事も日本の事情とは異なっている点が多い。その辺りの事情は、田上隆多氏の「日本における GLOBALGAP の役割と課題」を是非お読みいただきたい。発展しつつあるアセアン(東南アジア諸国連合)も ASEANGAP による統一を控え、GLOBALGAP との同等性も概ね取れているようである。

一昨年の 1 月にアメリカで「食品安全近代化法」が法制化されたことに基づき、この 1 月に青果物の安全に関する新しい規則が提案された。現在、パブコメ中であり、JERTO 案が出されているので、ご関心の向きには是非ご一読願いたい。

「食品安全近代化法」は、記事にもあるように、アメリカで頻発する食中毒などを一歩踏み込んで防止しようとするものであるが、2 年ほど前の法律制定の時にアメリカで大きな議論を呼んだ。「殺菌してない生きた自然食品に対して科学的真実を検閲するものである」とか、「大きな政府が食料を支配する権限を FDA に許すものである」とか、「大規模農家を優遇し、零細な農家を抑圧するものである」とか、「外国の食品安全をも FDA が管理しようとしている」とか、様々な意見がマスコミに出たようである。

今回、その法律に基づく規則案が提示された。規則案を具体的にみると、当時危惧されたことが、具体的に規則として読み取ることができる。これは、アメリカの考え方を反映しているものであり、日本としても新たな対応が迫られるかもしれない。

(食讚人)

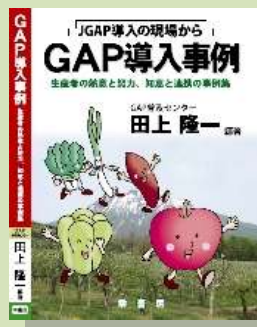
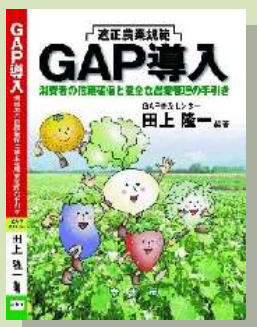
【目指す GAP の理念】

適切な農業管理（GAP）は、農業生産者の守るべきマナーです。GAP は、自らの農業実践と農場認証制度により得られる信頼性を通して、自然環境と国民・生活者を守るための公的な規準として機能させるものです。

GAP は、持続的農業生産により自然環境を保全し、安全な農産物により消費者を守り、併せて生産者自身の健康と生活を守るものです。そのためには、日本の法律・制度や社会システム、気候・風土などに適合した日本農業のあるべき姿を規定する「日本 GAP 規範」（Japanese Code of Good Agricultural Practices）とそれを評価する物差しである「日本 GAP 規準」が不可欠です。日本生産者 GAP 協会は、これらのシステムを構築・普及し、日本における正しい GAP を実現します。

《GAP シリーズ》 定価（本体 1,900 円＋税）

日本における GAP 導入の先駆者『GAP 普及センター』の書籍です。



《GAP シンポジウム資料集》 定価（本体 1,500 円税込）

「日本農業を救う GAP は？」

「欧州の適正農業規範に学ぶ」

「GAP 導入とそのあり方」

「日本適正農業規範の概要と検討」



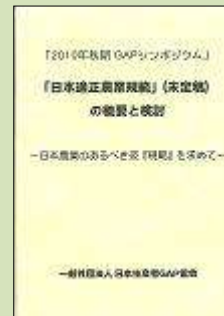
2009.3



2009.8



2010.4



2010.10

「持続的農業のための GAP (適正農業管理)」

「日本 GAP 規範と農場評価制度」



2011.10



2013.2

2013.11 (未完)

『イングランド版適正農業規範』
定価 (本体 1,500 円税込)



『日本適正農業規範』(未定稿)
定価 (本体 1,500 円税込)



『日本 GAP 規範 Ver.1.0』
定価 (本体 2,500 円)
会員 1 割引・10 冊以上 2 割引



『GAP 普及ニュース』は一般社団法人日本生産者 GAP 協会の機関誌です。

1 月 3 月 5 月 7 月 9 月 11 月の隔月に発行されます。

正会員 (入会金 : 個人 15,000 円、団体 30,000 円)

個人会費 : 10,000 円 団体会費 : 20,000 円

利用会員 個人会費 : 10,000 円 団体会費 : 20,000 円

賛助会員 賛助会費 : 1 口 30,000 円 (1 口以上)

協会の会員は、会員価格での GAP シンポジウムへの参加ができるほか、(株)AGIC の GAP 普及部のサービスも受けられます。(株)AGIC の GAP 普及部では、GAP に取り組む生産者 (個人・グループ) と、GAP 導入を指導する普及員や指導員の方々への継続的なサポートを実現するために、GAP の無料相談サービスを行っています。

《会員の皆様の自由な投稿を歓迎します。皆様の疑問にお答えします》

《一般社団法人日本生産者 GAP 協会のプロフィール》

一般社団法人日本生産者 GAP 協会は、「持続的農業生産により自然環境を保全し、生産者の健康と安全を守り、併せて農産物の安全性を確保して消費者を守る GAP」のあり方を考え、日本の法令、気候・風土と社会システムに合った GAP の振興を図る組織です。

このため、日本生産者 GAP 協会は、GAP に関する書籍の出版、GAP シンポジウム、各種セミナーを開催するとともに、個々の生産団体や生産者の実態に合わせた効果的・効率的な GAP 実践の普及を担っています。

一般社団法人日本生産者 GAP 協会 事務局
〒305-0035 茨城県つくば市松代 3-4-3 松代ハウス A 棟 402
☎ : 029-861-4900 Fax : 029-856-0024
E-mail : mj@fagap.or.jp URL : <http://www.fagap.or.jp/>

《株式会社 AGIC (エイジック) の活動》

(株)AGIC は、これまで GAP の導入指導で培ってきた普及技術を基に、農業普及指導員や営農指導員、農業関連企業のスタッフなどへ向けた「GAP 指導者養成講座」を開催しています。

(株)AGIC は、安全で持続可能な農業生産活動の実践を支援する日本生産者 GAP 協会を支援しています。GAP についてのお問合せ、「GAP 指導者養成講座」「産地での GAP 指導」のお申込みなどは、下記の GAP 普及部までご連絡下さい。

(株)AGIC GAP 普及部 ☎ : 029-856-0236 Fax : 029-856-0024
E-mail : office@agic.ne.jp URL : <http://www.agic.ne.jp/>